

(3)都市機能誘導施設の検討

①都市機能誘導施設の概要

a) 都市機能誘導施設とは（都市再生特別措置法第 81 条及び「立地適正化計画作成の手引き」より）

都市機能誘導施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとされています（都市機能増進施設）。専ら都市の居住者以外の者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス（例えば、都市の居住者に商品やサービスを提供する機能を有しない事務所）等の施設は、誘導施設として想定しないとされています。

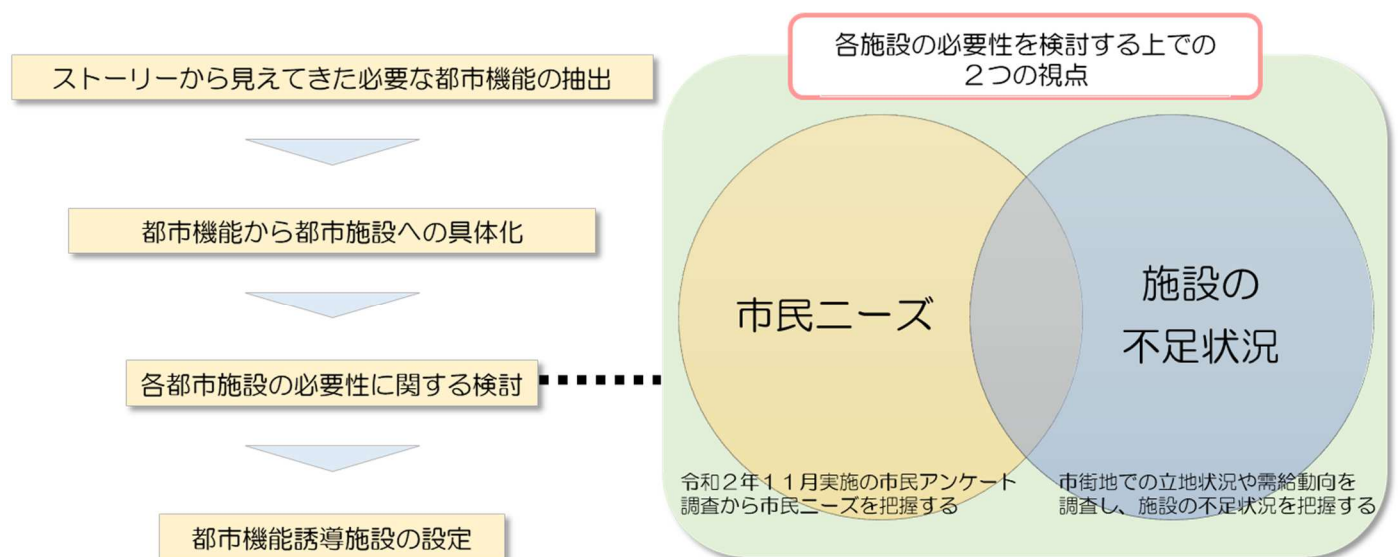
b) 都市機能誘導施設に位置づけることのメリット（都市計画運用指針から抜粋）

- ・都市構造再編集中支援事業など、国が実施する都市計画に関わる各種の交付金事業等の採択要件になっています。
- ・都市機能の導入事業（民間誘導施設等整備事業計画）に係る用地確保のために土地等を取得する場合の課税の特例措置等が設けられています。

②都市機能誘導施設設定の基本方針

まず、第 2 章 3(2)課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）において掲げた 3 つのストーリーから見てきた必要な都市機能を抽出し、それらの都市機能を都市施設に具体化します。

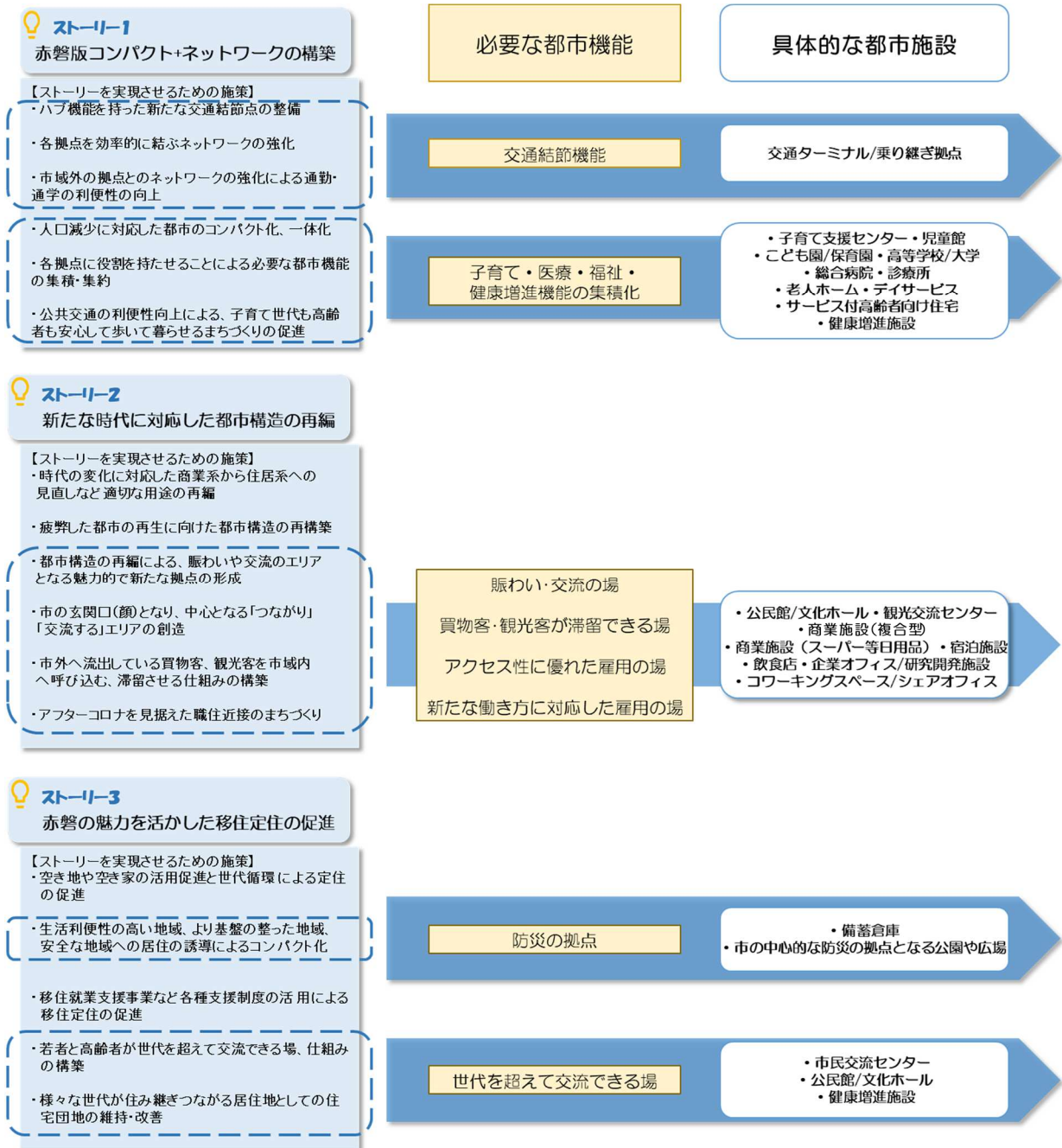
そして具体化された各都市施設の必要性について、市民ニーズと施設の不足状況の 2 つの視点から検討を行ったうえで、各都市施設の特性を踏まえて、都市機能誘導区域にあたる都市拠点に立地を推進すべき施設の選定を行います。



③都市施設の抽出と必要性の検討

a) ストーリーから見てきた必要な都市機能の抽出と都市施設への具体化

各ストーリーを実現させるための施策から必要な都市機能を抽出し、それらの都市機能を都市施設に具体化しました。

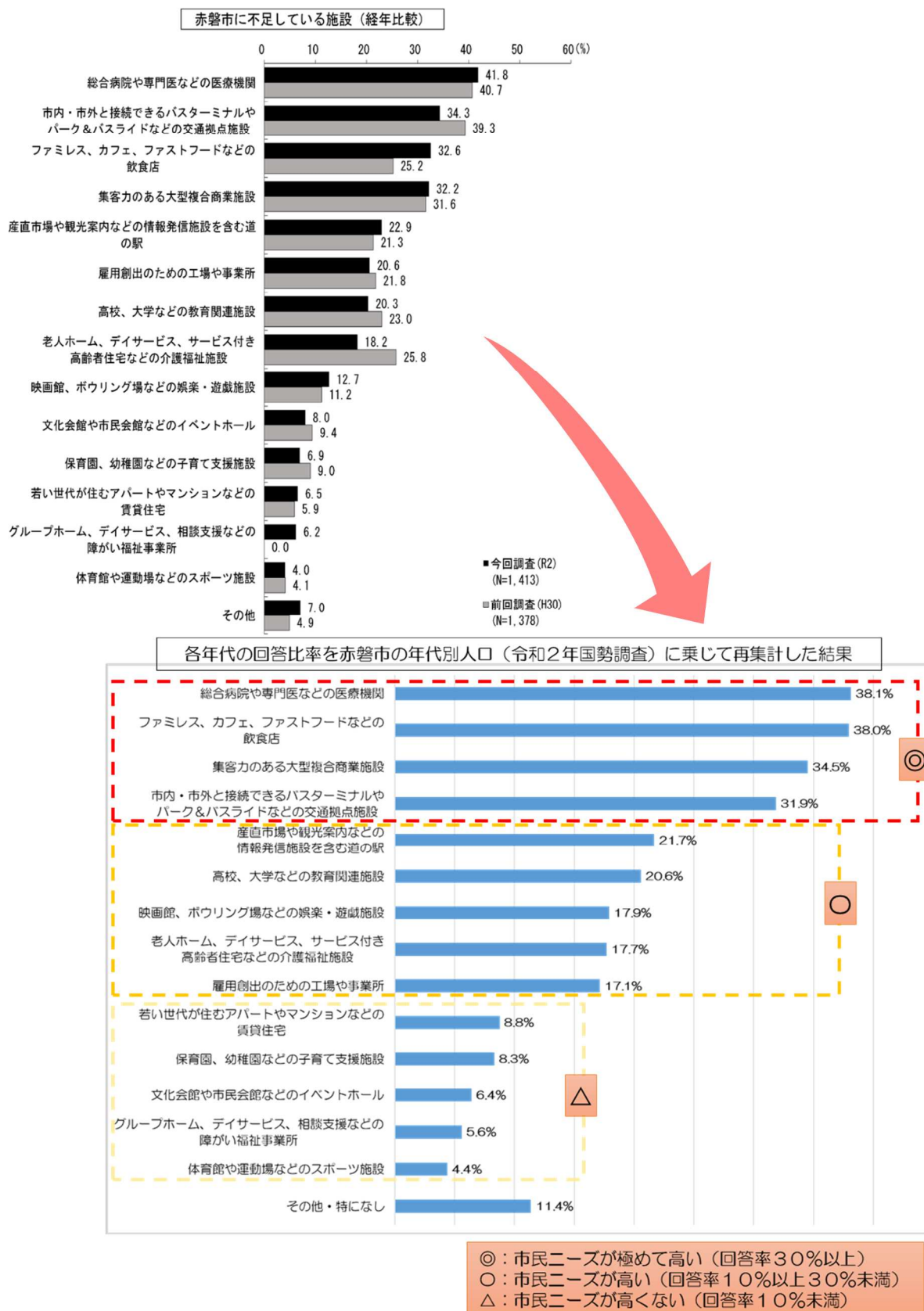


b) 市民ニーズの把握

令和２年度第２次赤磐市総合計画の策定に係る市民アンケート調査報告書を分析し、「赤磐市に不足している施設」として多くの回答があったものは市民ニーズが高い施設としました。

1-4-4 赤磐市に不足している施設

赤磐市に不足している施設、あったらいいと思っている施設はなんですか。あなたの考えに最も近いものを３つ選び、順位をつけて記入してください。



c) 施設の不足状況の調査

各都市施設の市街化区域内での立地状況を調査し、立地がない又は供給量が不足している施設を抽出しました。

(1) 各都市施設の不足状況一覧

◎：市街化区域内に立地していない
○：市街化区域内に立地しているが供給量が不足している
△：市街化区域内に立地しており供給量も不足していない

都市機能	施設	施設の不足状況
交通	交通ターミナル	◎
子育て	子育て支援センター	○
	児童館	◎
	こども園 保育園	△
教育	高等学校 大学	◎
医療	総合病院	—
	診療所	○
福祉	老人ホーム	○
	デイサービス	△
	サービス付 高齢者向け住宅	○
健康増進	健康増進施設 (温浴・トレーニング)	◎

都市機能	施設	施設の不足状況
文化	公民館	△
	文化ホール	◎
	観光交流センター	◎
	市民交流センター	◎
商業	商業施設 (スーパー等日用品)	△
	商業施設 (複合型)	◎
	宿泊施設	◎
	飲食店	○
産業	企業オフィス 研究開発施設	○
	コワーキングスペース シェアオフィス	◎
防災	備蓄倉庫	○
	市の中心的な防災の 拠点となる公園や広場	◎

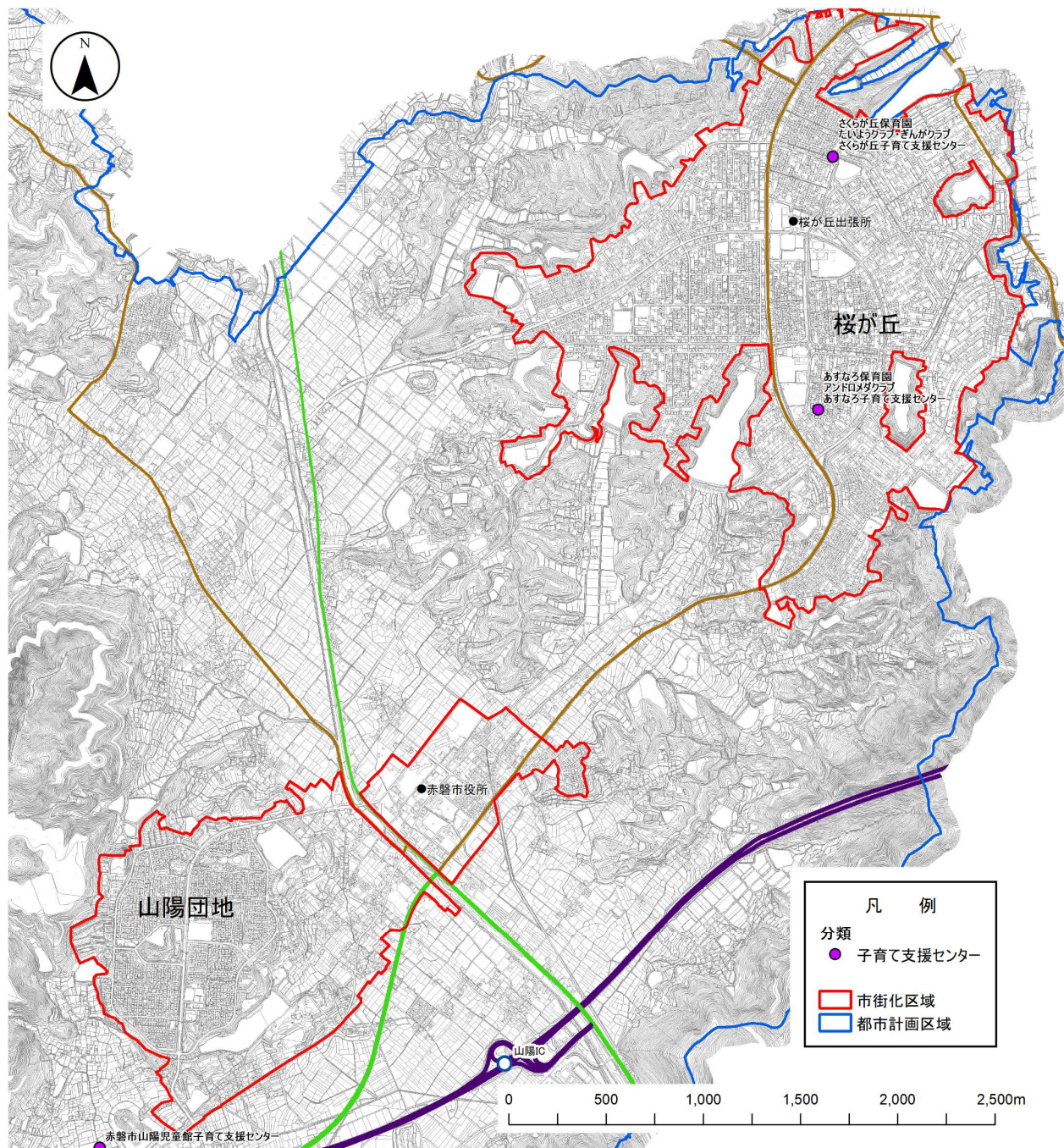
(2)各都市施設の不足状況の詳細

子育て支援センター

○：市街化区域内に立地しているが供給量が不足している

桜が丘の２つの保育園に併設されているが、総合的な子育てのための支援施設は立地していません。

また、平成 26 年度に 27,201 人であった延べ利用人数は、平成 30 年度には 32,260 人にまで増加しており、共働きや核家族化によりニーズは拡大しています。

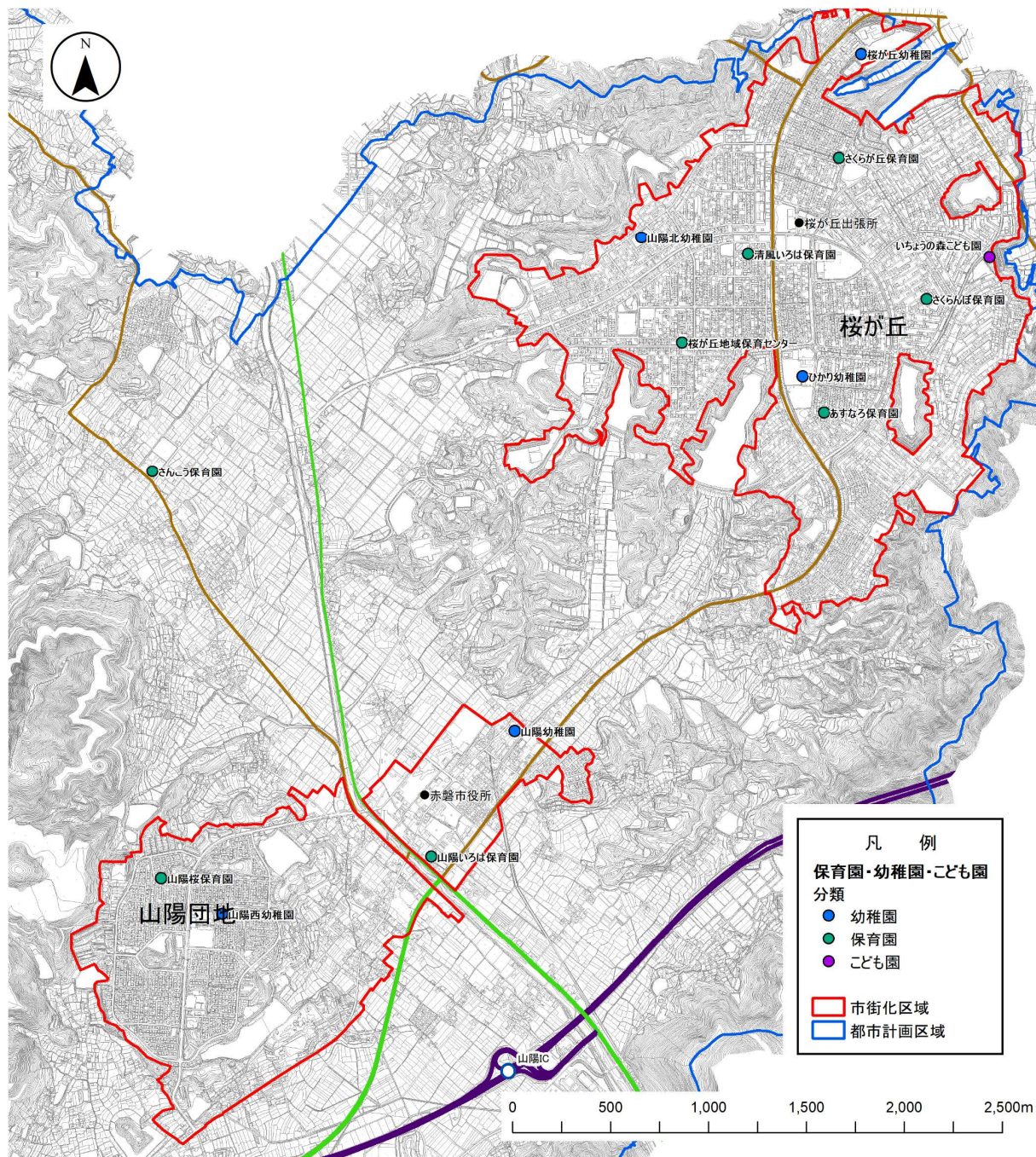


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

こども園・保育園

△：市街化区域内に立地しており供給量も不足していない

市役所周辺1園、山陽団地1園、桜が丘6園が立地しており、待機児童はほとんど発生していません。また、幼稚園を含めた市街化区域のカバー率（800m圏）は約98%となっています。

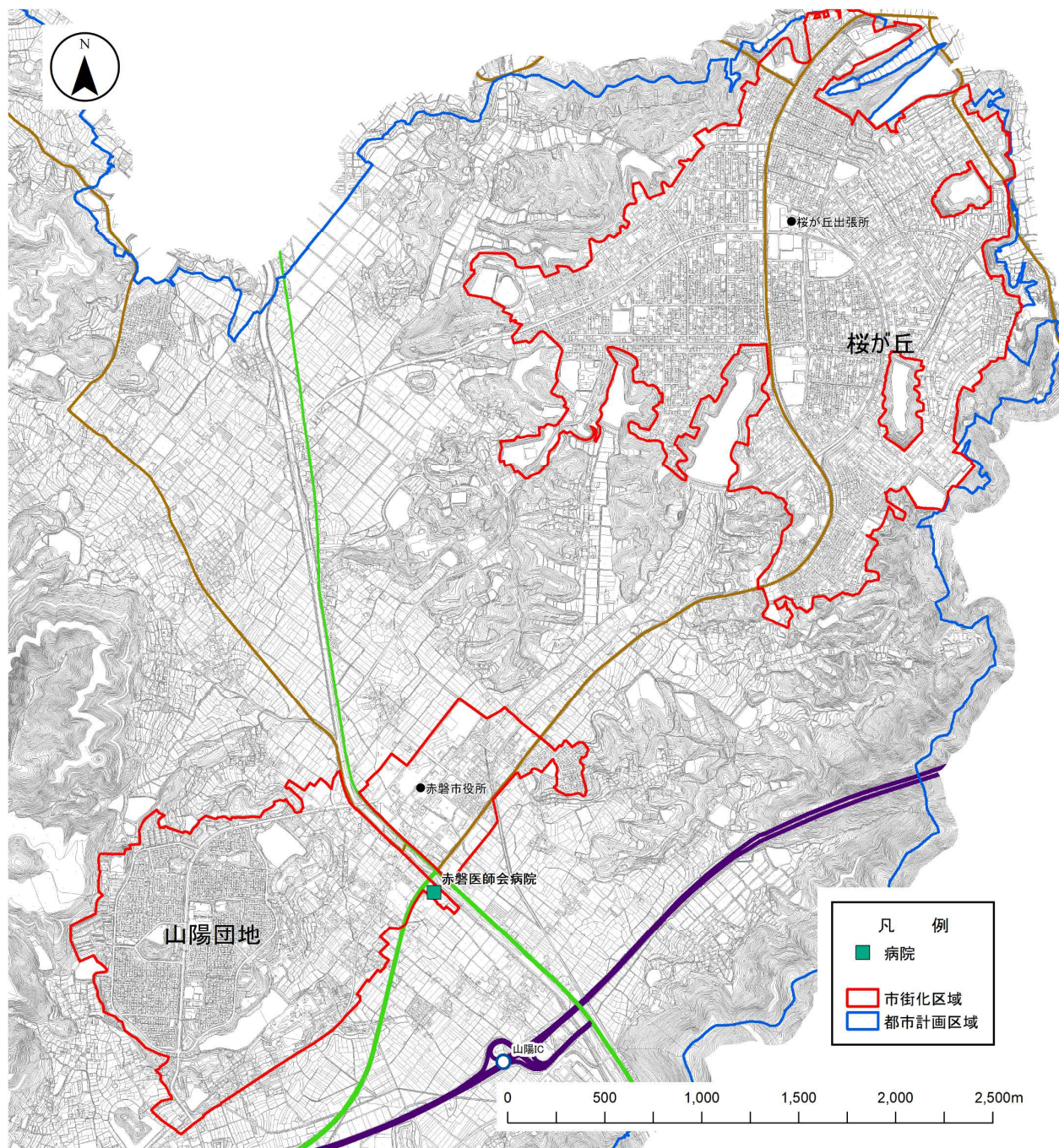


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

総合病院

評価せず：他の計画により立地を調整する施設

1 か所立地していますが、総合病院の医師数の確保等については地域保健医療計画により、県南東部保健医療圏内で調整するものであるため、不足状況について評価しません。

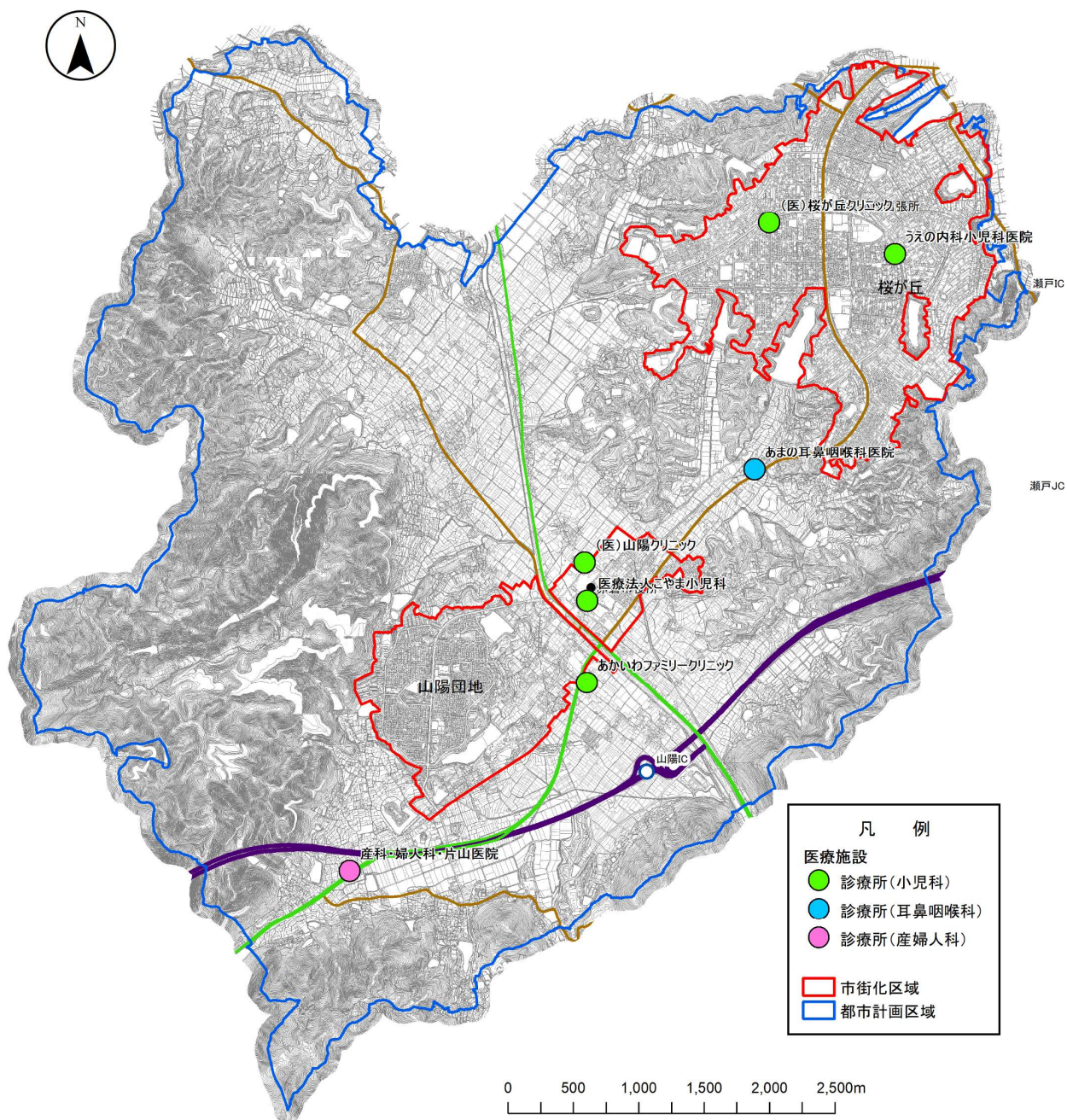


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

診療所

○：市街化区域内に立地しているが供給量が不足している

産婦人科は市街化区域内に立地していません。また、小児科は市街化区域内に複数立地していますが、山陽団地には立地がないなど、診療科によっては不足が生じています。

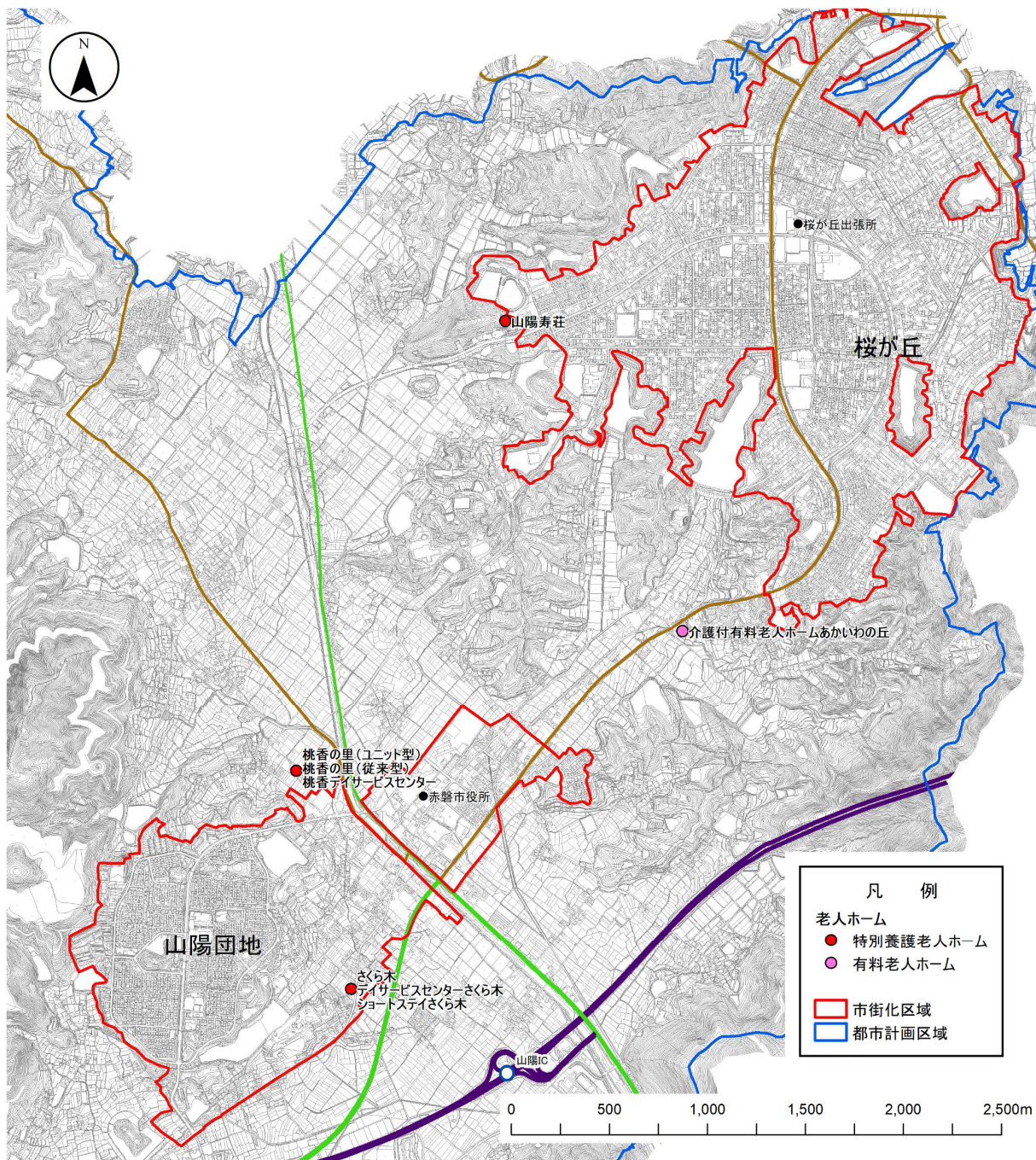


※赤枠：市街化区域（令和6年4月時点）

老人ホーム

○：市街化区域内に立地しているが供給量が不足している

特別養護老人ホームは市街化区域及びその縁辺部に 3 か所立地していますが、待機倍率（調査時）が 2 倍を超えており、供給量は不足しています。



※赤枠：市街化区域（令和 6 年 4 月時点）